

野辺地町教育委員会告示第7号

野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付要綱の一部を
改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

野辺地町教育委員会 教育長 小 野 淳 美

野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付要綱の一部を 改正する要綱

野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付要綱（令和3年野辺地町教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町立学校 野辺地町立学校設置条例（昭和41年野辺地町条例第10号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- （2）スポーツ・文化団体 スポーツ又は文化芸術の振興を主たる目的とした活動を行う団体をいう（次号に規定するものを除く。）。
- （3）地域クラブ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、自治体から活動の認定を受けた運営団体をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）町立学校に在籍し、かつ、町立学校の部活動、スポーツ・文化団体又は地域クラブのいずれかに所属する児童生徒で、次条に規定する大会に出場するもの（団体競技の場合は、出場する大会の大会要項（以下「大会要項」という。）に規定された補欠者を含む。）
- （2）主として町内で活動を行っているスポーツ・文化団体又は野辺地町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年野辺地町教育委員会告示第1号）の規定に基づき認定を受けた地域クラブに所属する者で、前号に規定する児童生徒を引率するもの（2名以内とし、うち1名は大会要項に規定する指導者とする。以下「引率者等」という。）

2 前項第1号に規定する児童生徒は、町外のスポーツ団体又は地

域クラブ（以下「町外のスポーツ団体等」という。）に所属する者を含むものとする。

（補助対象大会）

第4条 補助金の交付の対象となる大会は、次の各号に該当する大会とする。

- （1）中学校体育連盟、吹奏楽連盟及び都道府県教育委員会を含む都道府県又は文部科学省が主催又は共催する郡大会以上の大会
- （2）（公財）日本オリンピック委員会又は（公財）日本スポーツ協会に加盟する団体若しくはその下部組織が主催する公式大会である競技大会であり、県予選を経て優秀な成績により出場する東北大会（全国大会の予選となる大会）以上の大会
- （3）野辺地町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認める東北大会以上の大会

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に規定するものとする。ただし、当該補助金のほかに助成金等の交付がある場合は、当該補助金の交付額から当該助成金等の金額を減じた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請は、町立学校の部活動において大会に出場するものにあつては、当該町立学校の校長が、スポーツ・文化団体又は地域クラブにおいて大会に出場するものにあつては、当該団体等の代表者が行うものとする。

2 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、当該大会開催日の原則30日前までに申請するものとする。ただし、教育長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）参加者名簿（様式第4号）
- （4）大会開催要項

- (5) 予選の大会要項、成績等参加資格を得た経緯がわかるもの
- (6) 大会参加のための旅行日程が確認できるもの
- (7) 競技団体等における指導者としての資格証明（公認）書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金の額		
		補助対象者区分	右記以外	町外のスポーツ団体等
大会参加費	大会要項に定められた次の経費 1 参加料 2 大会施設入場料 3 大会施設・設備使用料	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
交通費	補助対象者の住所（団体で移動する場合は集合場所）から大会開催地までの最も経済的かつ合理的と認められる方法で旅行した場合に要する次の経費（補助対象者以外の者がある場合は、要する経費を利用人数で除した額に当該者の人数を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。） 1 鉄道及び路線バス 特別車両料金を除く往復運賃 2 航空機（関東以南で開催される大会に限る。） 特別車両料金を除く往復運賃 3 私有自動車（引率者が運転し、児童生徒を輸送する場合に限る。） 燃料費、有料道路利用料及び駐車場料金 4 貸切バス、レンタカー及びタクシー借上料（運転手の宿泊料を含む。）、燃料費、有料道路利用料及び駐車場料金	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
宿泊費	宿泊が妥当であると認められる場合限り、1泊につき宿泊に要する経費（食事代を除く。ただし、食事代を区分することができない場合は、要する経費から1食当たり800円を減じた額とする。）と次に掲げる宿泊地に応じた上限額のいずれか低い方の額に宿泊数を乗じて得た額 1 県内上限額 7,000円 2 県外上限額 10,000円	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
その他教育長が特に必要と認める経費		別途協議する。		

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条、第11条関係）

事業計画（実績）書

- 1 補助対象大会の名称
- 2 事業計画（実施）の概要
- 3 事業費

支出科目	総事業費	補助対象経費	（内 訳）		補助対象外経費
			町補助金	事業者負担	
大会参加費					
交通費					
宿泊費					
その他経費					
合計	(A)		(B)		

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

1 補助対象大会の名称

2 収支予算

（単位：円）

支出 科目	予算額	収支の内訳		町補助金	事業者負担 (対象外経費)
大会参加費					
交通費					
宿泊費					
その他経費					
合計	(A)			(B)	

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第11条関係）

収支決算書

1 補助対象大会の名称

2 収支決算

（単位：円）

支出 科目	予算額	決算額	精算の内訳		町補助金	事業者負担 （対象外経費）
大会参加費						
交通費						
宿泊費						
その他経費						
合計		(A)			(B)	

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の補助金について適用し、令和7年度までの補助金については、なお従前の例による。